

(3) 分割個人の所得金額に関する調

区 分	本 県 本 店 分				他 県 本 店 分	
	課税人員 人	課 税 標 準 額			課税人員 人	分割を受けた 課税標準額 千円
		当該県分 千円	他の県分 千円	計 千円		
第一種事業	4	894	2,970	3,864	3	1,741
第二種事業	0	0	0	0	0	0
第三種事業	4	13,094	7,973	21,067	6	10,516
計	8	13,988	10,943	24,931	9	12,257